

野生鳥獣の肉における放射性物質の測定結果について
 (平成30年度第8報)

丸森町で採取されたイノシシの肉について、国の基準値(100ベクレル/kg)を超える放射性セシウムが検出されました。

基準値を超えた地域においては、イノシシ肉を食用として摂取することを控える等、引き続き慎重に対応いただきますようお願いいたします。

なお、ツキノワグマ肉及びイノシシ肉については、平成24年6月25日付で、県内全域を対象に国から出荷制限指示が出されており、現在も継続しております。

記

1 測定結果

(単位:ベクレル/kg)

鳥獣名	捕獲場所	放射性セシウム		捕獲年月日	測定日
		測定値	食品衛生法の規定に基づく放射性物質の基準値		
イノシシ	丸森町舘矢間山田	140	100	H30.10.5	H30.10.18
	丸森町峠橋本	39		H30.10.7	
	仙台市太白区茂庭	13		H30.10.9	
	亘理町長瀬字鹿野	49		H30.10.11	
	岩沼市志賀	35		H30.10.13	H30.10.19
キジ	登米市津山町柳津	不検出	H30.10.16		

※ 次のURLから、野生鳥獣肉に係るこれまでの検査結果が確認できます。

<http://www.r-info-miyagi.jp/r-info/other/#11>

- 2 測定年月日 平成30年10月18日及び19日
 3 検査機関及び検査機器 一般財団法人山形県理化学分析センター
 ゲルマニウム半導体検出器
 4 検出下限値 13~15.8 ベクレル/kg

(参考)

- (1) 不検出

放射性物質の濃度が、検出下限値に満たないことを指します。

- (2) 検出下限値

当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小の値を示し、測定ごとに異なります。

なお、測定値及び検出下限値は、セシウム134及びセシウム137それぞれの値を合算した値であり、測定の結果によりセシウム134又はセシウム137のどちらかが不検出の場合などでは、測定値が検出下限値を下回ることがあります。